

地域経済に関する重点提言

活力ある地域を形成し、地域経済の活性化等を図るため、国は、特に次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 企業の地方移転や地方拠点の拡大を一層促進し地域経済の活性化を図るため、地方拠点強化税制を延長したうえで税制特例措置を抜本的に見直すとともに、企業誘致の施策に係る支援措置を充実すること。
2. 中小企業・小規模事業者等に対する支援
 - (1) 「地域未来投資促進法」に即し、地域経済牽引事業を実施する事業者及び企業立地促進に向けた取組を行う都市自治体に対する支援の充実を図ること。
 - (2) デジタル・トランスフォーメーションなど生産性向上に向けた取組や事業の転換を行う事業者に対する支援の充実を図ること。
 - (3) 地域経済を牽引する中小企業・小規模事業者等が経営基盤強化のため行う設備投資等に係る財政支援を拡充すること。
 - (4) 経営者の後継者不足や高齢化が進行する中小企業・小規模事業者において、円滑な事業承継ができるようマッチング、財政措置の拡充及び税制の見直しなど、引き続き幅広い支援を行うこと。
 - (5) 企業の有する技術・能力や地域資源としての伝統工芸を活用した取組については、将来にわたり事業を維持・発展させることができるよう人材育成を含む総合的な支援策を講じること。
 - (6) 新たな地域経済の担い手を創出するため、創業予定者に対する支援策を拡充すること。
3. 観光振興施策に対する支援強化
 - (1) 観光地としての国際競争力を高めるため、農林水産物や自然景観など地域の特性を活かした魅力ある地域ブランドの創出に対する支援を拡充すること。

また、歴史的建築物等の保存・活用について、地域の実情に応じた財政措置を講じること。

(2) 旅行者に対する受入環境整備等

- 1) すべての旅行者が安心・快適に旅行できるよう滞在・移動等の受入環境整備等に係る十分な財政措置を講じたうえで、その一層の推進を図ること。
- 2) 観光施設等における多言語対応や防災情報の発信、無料Wi-Fi等の通信インフラなど、訪日外国人旅行者の地方誘客に資する環境整備を推進すること。
- 3) 訪日誘客の推進を図るため、空港及び港湾への支援を充実するとともに、免税制度及びC I Q体制の拡充やビザ要件の緩和、国際線やクルーズ船の誘致など訪日外国人旅行者の受入体制を強化すること。